

第六一回

参第二号

児童手当法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 児童手当の支給（第四条 第十八条）

第三章 不服申立て（第十九条 第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条 第三十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国が、児童について、児童手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童手当の趣旨）

第二条 児童手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（用語の定義）

第三条 この法律において「児童」とは、義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。）の者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた老を含むものとする。

第二章 児童手当の支給

（支給要件）

第四条 国は、児童を監護する者に対して、次の各号に掲げる順位により、児童手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 児童の父又は母

二 児童に対して親権を行なう者で父母以外のもの

三 児童の後見人

四 児童の生計を維持する者（前各号に該当する者を除く。）

五 前各号に該当する者以外の者

2 前項第一号の場合においては、養父母、実父母の順とする。

3 第一項第一号及び第二号の場合において同順位者が二人以上あるときは、これらの者のうちに当該児童の生計を維持する者があるときにあつてはその者に、これらの者がいずれも当該児童の生計を維持しないものであるときにあつてはこれらの者のうち主として当該児童を保護する者に支給し、同項第五号の場合において同順位者が二人以上ある

ときは、これらの者のうち主として当該児童を保護する者に支給するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する委託（同条第一項第三号に規定する保護受託者に委託する場合を除く。）又は入所の措置その他政令で定めるこれらに準ずる措置を受けているとき。

（手当額）

第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円に、前条に定める支給要件に該当する者が監護する同条第四項各号に該当しない児童の数を乗じて得た額とする。

（認定）

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合においてその理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年三回、政令で定める期月に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（手当の額の改定）

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護する児童があるに至つた場合及び現に監護する児童について手当を支給し又は増額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、その監護する児童の数が減じた場合及び現に監護

する児童について手当を支給すべきでない又は減額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その数の減じた日又はその事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。

(支給の制限)

第九条 手当は、児童が前年において二十万円をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、当該児童については、支給しない。

第十条 手当は、児童を監護し又は児童と生計を同じくするその父又は母の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者（以下単に「控除対象配偶者」という。）及び同法に規定する扶養親族（以下単に「扶養親族」という。）の有無及び数に応じてそれぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、当該児童については、支給しない。

一 控除対象配偶者及び扶養親族が共にない場合 給与所得の収入金額五十五万円につき所得税法第二十八条第二項の規定により計算した額

二 控除対象配偶者のみがある場合 給与所得の収入金額八十五万円につき所得税法第二十八条第二項の規定により計算した額

三 控除対象配偶者及び扶養親族がある場合 給与所得の収入金額八十五万円に扶養親族一人について十五万円を加算した額につき所得税法第二十八条第二項の規定により計算した額

四 扶養親族のみがある場合 給与所得の収入金額七十五万円に扶養親族のうち一人を除いた扶養親族一人について十五万円を加算した額につき所得税法第二十八条第二項の規定により計算した額

2 前項各号の場合において所得税法第二十八条第二項の規定による計算上控除すべき給与所得控除額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の二分の三に相当する額とする。

第十一条 手当は、児童の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその児童と生計を同じくするもの（前条第一項に規定する者を除く。）の前年の所得が、その者の控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じてそれぞれ前条第一項各号の規定中「五十五万円」とあるのを「八十万円」と、「八十五万円」とあるのを「百十万円」と、「七十五万円」とあるのを「百万円」と読み替えて当該各号の規定の例により計算した額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、当該児童については、支給しない。

第十二条 手当は、児童を監護し、かつ、その生計を維持する者（第十条第一項又は前条に規定する者を除く。）の前年の所得が、その者の控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じてそれぞれ第十条第一項各号の規定中「五十五万円」とあるのを「百二十万円」と、「八十五万円」とあるのを「百五十万円」と、「七十五万円」とあるのを「百四十万円」と読み替えて当該各号の規定の例により計算した額をこえるときは、その年

の五月から翌年の四月までは、当該児童については、支給しない。

第十三条 前四条に規定する場合において超過額（所得の額がこの法律の規定によりこれと比較すべき他の額をこえる場合において当該こえる部分の額をいう。以下同じ。）が三万六千円以下であるときは、これらの規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、当該児童についての手当の額は、第五条の規定にかかわらず、一月につき、三万六千円から超過額を控除して得た額の十二分の一を基準として政令で定める額とする。この場合において手当の支給を受ける者の受ける手当の額が一月につき百円未満であるときは、手当を支給しない。

3 前二項の超過額の算定にあつては、前三条に規定する者の所得による支給の制限が二人以上の児童についてされることとなる場合にあつてはその者に係る超過額を当該児童の数で除して得た額によるものとし、また、超過額のある者が一人の児童につき二人以上ある場合にあつてはこれらの者に係る超過額の合計額によるものとする。

第十四条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、児童又は第十条から第十二条までに規定する者若しくはこれらの者の控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、第九条から第十二条までの規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が新たに又は増額して支給された場合において被災者の当該損害を受けた年の所得がそれぞれ第九条に規定する額又は第十条から第十二条までの規定の例により計算した額をこえたときは、その支給を受けた者は、当該児童について支給された手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額（超過額が三万六千円以下であるときは、当該超過額（その額が増額された額をこえるときは、当該増額された額を限度とする。）の十二分の一を基準として政令で定める額に当該期間の月数を乗じて得たものとする。）を国に返還しなければならない。

3 前項における「超過額」には、被災者でない者の第一項に規定する年の所得に係る超過額を含むものとする。

4 前条第三項の規定は、第二項の超過額の算定について準用する。

第十五条 第九条から第十二条まで並びに前条第二項及び第三項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、政令で定める。

2 第十条から第十二条まで及び前条第二項の規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該年の所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

第十六条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十一条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 受給資格者が、当該児童の監護を著しく怠っているとき。

第十七条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十条第一項の規定による届出をせず、又は書類の提出をしないときは、手当の支給を一時差しとめることができる。

(未支払の手当)

第十八条 手当の受給資格者が死亡した場合においてその死亡した者に支払うべき手当でまだその者に支払つていながつたものがあるときは、当該児童にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服申立て

(異議申立て)

第十九条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(決定又は裁決をすべき期間)

第二十条 都道府県知事は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したもののみなすことができる。

3 前二項の規定は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が第三十六条の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に対して都道府県知事がすべき裁決について準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十一条 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 雑則

(事務費の交付)

第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、都道府県知事及び市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(時効)

第二十三条 手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(不正利得の徴収)

第二十四条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、厚生大臣は、次項に定めるものを除くほか、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部

又は一部をその者から徴収することができる。

- 2 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

（受給権の保護）

第二十五条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第二十六条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（生活保護法との関係）

第二十七条 手当の支給を受ける権利又は手当として支給を受けた金銭は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第四条第一項又は第八条第一項の適用については、その者の利用し得る資産又は金銭には含まれないものとする。

（期間の計算）

第二十八条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第二十九条 市町村長（地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、都道府県知事（第三十六条の規定による委任に基づいて事務を行なう市町村長を含む。）又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護する児童の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（届出）

第三十条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類を提出しなければならない。

- 2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和三十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（調査）

第三十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十二条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、当該児童又は当該児童に係る第十条から第十二条までに規定する者若しくはこれらの者の控除対象配偶者若しくは扶養親族の資産又は収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは当該児童若しくは当該児童に係る第十条から第十二条までに規定する者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

第三十三条 手当を支給すべきでないにもかかわらず手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十四条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当の額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらずその事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の支払)

第三十四条 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第三十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第三十六条 手当の支給に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(手当の額の増額)

第三十七条 手当の額は、国の財政事情、国民の生活水準等を勘案して、漸次増額されるべきものとする。

(所得による支給制限の撤廃の方針)

第三十八条 所得による手当の支給の制限は、すべての児童について手当が支給されるようになることを目途として、漸次緩和されるべきものとする。

(罰則)

第三十九条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十四年六月一日から施行する。ただし、附則第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(認定の請求に関する経過措置)

- 2 昭和四十四年六月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続きをとることができる。
- 3 第二十九条の規定は、前項の規定による請求に関して必要な戸籍の証明について準用する。
- 4 第二十二條、第三十一條、第三十二條及び第三十六條の規定は、第二項の規定による請求に関する事務に関して準用する。
- 5 第三十九條の規定は、昭和四十四年六月一日前にした行為に関しても適用があるものとする。

(手当の支給に関する経過措置)

- 6 第二項の手續をとつた者がこの法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和四十四年六月から始める。
- 7 この法律の施行の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和四十四年七月三十一日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が同年八月三十一日までの間に第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、同年六月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。
- 8 昭和四十四年における手当の支払については、第七条第三項中「毎年三回」とあるのは、「二回」と読み替えるものとする。

(地方財政法の一部改正)

- 9 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「船員保険」の下に「、児童手当」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

- 10 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 児童手当法（昭和四十四年法律第 号）を施行すること。

第三十八条中「五〇、三四八人」を「五〇、四二八人」に、「五一、〇四三人」を「五一、一二三人」に改める。

理 由

児童の福祉の増進を図るため、義務教育終了前の児童について、児童手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約七千二百億円、昭和四十五年
度以降において約八千四百億円の見込みである。